

岡山市立竜操中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは「当該児童生徒とが一定の人的関係にある者から心理的又は物理的な攻撃を受けたことにより、精神的に苦痛を感じているもの」とする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

(平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(いじめ防止対策推進法より)

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、該当学年主任、学年生徒指導係、学級担任、人権担当、スクールカウンセラー等による、いじめ防止等の対策のためのいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 生徒指導係会

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、学年生徒指導係、特別支援コーディネーター等による、問題行動等の情報交換及び共通理解を図るための生徒指導係会を週1回開催する。

(3) 職員会議での情報交換及び共通理解

全教職員で配慮を要する生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を月一回開催する。

3 いじめ未然防止・早期発見のための取組

(1) 学級経営・授業づくりの充実

- 月目標、キーワードを意識した「とことんプラン」を実施したり、出席データやASSESS検査結果を生かしたりして、生徒の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、生徒一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、生徒の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 早期発見のための措置

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、こども総合相談所、地域こども相談センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「生活アンケート」・「いじめアンケート」の実施

生徒に「生活アンケート」を年3回（5月・10月・2月）、「いじめアンケート」を年3回（6月・11月・1月）行い、生徒の悩みや人間関係を把握しいじめのない学校づくりを目指す。

(3) 生活ノート・廊下での指導・観察

生徒の休み時間や放課後の課外活動の中で生徒の様子に目を配ったり、生活ノートなどから交友関係や悩みを把握したりする。

(4) 相談体制の整備

- ASSESS検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 「教育相談アンケート」を年2回（6月・11月）行い、実施後の学級担任による教育相談を通して、生徒一人一人の理解に努める。
- スクールカウンセラーや岡山市教育相談室との連携を図り、教育相談の充実に努める。

(5) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- 全校生徒に情報モラル教育等を通してインターネット利用についての学習を深めるとともに、インターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努め、迅速に対応する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 小学校と連携し、情報交換を行う。

4 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。